

法科大学院における「刑事訴訟実務の基礎」の教育の在り方について（案）

第 1 「刑事訴訟実務の基礎」のポイント

1 「刑事訴訟実務の基礎」の授業の基本的な内容

プロセスとしての法曹養成制度の観点から考えた場合、法科大学院においては、基本法についての法理論教育（従来まま見られたような法学部教育と同様のものではなく、実務との架橋を意識したものに改められたものを念頭に置いている。2も参照）が重要であるが、「刑事訴訟実務の基礎」は、法科大学院における刑事系教育の一環を構成し、刑法や刑事訴訟法等刑事法に関する理論的理解を、実際の訴訟の場面で具体化して深めるものとして位置付けられる。具体的には、法律基本科目を通じて、刑法の科目においては訴因レベルの実体的要件に関し、刑事訴訟法の科目においては捜査段階における証拠資料の収集に始まり、公訴提起、公判審理を経て判決に至るまでの刑事手続に関し、それぞれを理解する上で不可欠な制度枠組み、基本となる法理、重要な条文等について、主要な判例や学説を踏まえて理論的な理解を学修することになる。一方、「刑事訴訟実務の基礎」科目では、こうした刑事系の法律基本科目で修得した理論的な理解を前提として、実務上比較的多く見受けられる事案を素材として、刑事手続法のルールやそのルールに則って行われる裁判所及び訴訟関係人の訴訟行為について具体的なイメージを持った上で、その法的根拠や刑事手続における実務的な意義に関する理解を深めることが目的となる。そして、このような刑事系の法律基本科目と「刑事訴訟実務の基礎」科目の関係からは、「刑事訴訟実務の基礎」の具体的な授業内容としても、刑事手続を扱う場面及び事実認定を扱う場面において刑法科目や刑事訴訟法科目との連携を意識して考えていく必要がある。

法曹養成の次のプロセスである司法修習との関係では、「刑事訴訟実務の基礎」により、司法修習において前提として必要となる刑事手続に関する基本的な理解を得ることが目標となる。司法修習では、具体的に生起している事案を素材として、その事案自体を適切に解決するため、あるいは、その事案を一つの契機として、これまで修得してきた刑法や刑事訴訟法等刑事法の理論的な理解をより具体化させ、実践的、応用的能力に向けて発展させていくことが求められている。そのためには、判例や実務でよく生起する典型的な事例をモデル化したものを題材にした検討によって、刑法や刑事訴訟法等刑事法に関する理論的な理解を基礎とした、刑事手続全体の流れについての理解を一とおり有していることが前提となる。「刑事訴訟実務の基礎」の授業内容を検討する際に

そのようなことを意識する必要がある。

さらに、「刑事訴訟実務の基礎」は必修科目としての法律実務基礎科目であるから、前述した観点からのミニмумスタンダードの修得が目標であり、先端科目としてのその他の実務系選択科目との役割の違いをも意識する必要がある。

2 裁判員裁判と「刑事訴訟実務の基礎」

平成21年5月から施行される裁判員裁判は、これまでの刑事裁判の在り方に様々な転換を求めるものである。「刑事訴訟実務の基礎」を含めた刑事系教育の在り方を考える上では、裁判員裁判を中核とした新しい刑事裁判の在り方を念頭に置く必要がある。具体的には、「これまでの刑事訴訟実務の基礎」ではなく、「これからの刑事訴訟実務の基礎」の修得を目指していくことが必要となる。したがって、実務家出身の教員側においても、これまでの自分の実務体験にのみ基づくのではなく、これからの刑事裁判の在り方を意識し、場合によっては自らの意識改革を図りながら、教育を実践していくことが必要となる。また、そこでの教育内容は、「刑事訴訟実務の基礎」が前述のとおり司法修習が前提として必要としているミニмумスタンダードの修得を目標としていることからすれば、これからの刑事裁判を担う上で法曹三者に共通して必要となる基本的事項を盛り込んだものとなるべきである。

3 教育に当たっての留意点

「刑事訴訟実務の基礎」の在り方を検討する際には、まず、「何を教えるのか。」という教育内容の検討が最も重要である。そして、そこで取り上げる内容が、司法修習が前提として必要としているミニмумスタンダードの修得を目指したものであり、法曹三者に共通して必要となる基本的事項であることを考えれば、教育を担当する教員が裁判官、検察官、弁護士のいずれであっても、その基本部分を教育することが可能なものとなるはずである。「刑事訴訟実務の基礎」においては、実務家教員が担当することから、裁判官、検察官、弁護士という「立場」に立脚した教育の必要性が強調されることがあるが、法科大学院生が「刑事訴訟実務の基礎」の理解を深める上で有意義なものであるのか否かという観点から改めて検討されるべき事柄である。つまり、「何を教えるのか。」、「どのように教えるのか。」を検討する際に、法曹三者それぞれが、どのような「視点」で混沌とした事実関係の中から重要な事実上又は法律上の問題点を分析検討しているのかという思考過程を理解させ、複眼的に物事を考えることができるよう教育することが重要であると考えられるが、それは、オムニバス方式の授業で裁判官、検察官、弁護士が同一ないし類似の事項についてそれぞれの「立場」で別個に教育することを直ちには意味しないことに留意が必要である。オムニバス方式の授業が採用される場合は、あくまでも、上記のような教育目標を達成する手段としてそのような教育方法が有効であるから

であって、同一の授業を三教員が協力して行う方が効果的な場合もあり得よう。いずれにせよ、個々の授業の内容や指導の方針を考えるに当たっては、前述のような複眼的な思考力を修得させることができるような配慮が求められる。裁判官、検察官、弁護士の三教員がオムニバス型式で担当している場合には、授業の内容に応じた三教員の連携が必要となる。

4 「刑事訴訟実務の基礎」における事実認定教育の意義と方法

刑事訴訟実務を行っていく上で必要となる能力は、手続遂行能力と実体形成能力（事実認定能力）に大別できるが、このうち、「刑事訴訟実務の基礎」の中心となるのは、手続遂行能力の面である。実体形成能力は、事実認定が本来的に個別性が高い思考作業であり、少しでも多くの具体的事例を素材とする必要があることを考えると、事実認定教育の本体は、司法修習において実施させることになる。「刑事訴訟実務の基礎」における事実認定教育の意義は、法科大学院における刑事系教育の一環という観点からは、刑法や刑事訴訟法等刑事法の理論が、実際の刑事手続における事実認定という局面でどのように問われてくるのかを理解し、刑法や刑事訴訟法等刑事法の理論的な理解を深める契機とする点にあり、また、司法試験合格後直ちに、司法修習（分野別実務修習）において、「生きた事件」を素材とした事実認定教育が行われることを踏まえると、適正な事実認定を行うための前提となる、基本的事項を十分に理解させる点にある。

したがって、「刑事訴訟実務の基礎」において、記録教材等を題材として、証拠から事実を認定する教育を行う場合に、その教育の主眼は、証拠の信用性や証拠価値（証明力）といった基本的概念や証拠の構造（事実認定の骨組み）といった事実認定に関する基本的事項及び判断手法の基本的な理解に置かれるべきであることに留意する必要がある。

また、事実認定に関する能力や視点は、判決段階でのみ問題となるのではなく、検察官であれば、捜査方針や終局処分、公訴事実の構成あるいは立証の在り方や論告といった場面において、弁護人であれば、弁護方針や証拠の弾劾等の反証の在り方、弁論といった場面において、共通して必要となる能力、視点である。したがって、事実認定に関する基本の理解という観点からは、各局面ごとに独立して事実認定教育を行うことは必ずしも必要ではないと考えられる。

第2 シラバスのイメージ

1 シラバスの構成要素

前述したことから、「刑事訴訟実務の基礎」のシラバスの内容や構成を考えるに当たっては、まず、教育内容を考え、次に、誰が担当するのかを含めた教育方法が検討されることとなる。以下、シラバス全体の基本的な枠組みについてのイメージを検討する。

刑事裁判の手続は、手続遂行の視点から、起訴前の場面と公判審理の場面に分けることができる。そして各場面に共通して必要となる実体形成としての事実認定の場面を設けることができる。この三つの場面に、これからの刑事裁判の在り方を考える上で極めて重要となる公判前整理手続の場面を加えた四つの場面が、シラバスの基本的構成要素となると考えられる。その各場面で取り上げるべき事項とコマ数の目安としては、別紙のようなものが考えられる。その際、それぞれの場面に応じて、実務上比較的多く見受けられる事案を素材とした教材を用いて、法科大学院生に具体的なイメージを意識させながら授業を進めていくのが有用であると考えられる。例えば、公判審理の基本を学修させる際には、簡易な記録に基づいて模擬裁判（ミニ模擬裁判）を法科大学院生に実演させることが考えられるし、起訴前の基本を学修させる際にも、簡易な事例を素材として多角的な視点から課題を与えて検討させることも考えられるであろう。また、将来的には、公判前整理手続の基本を学修させる際にも、簡易で適切な記録があれば、それに基づいた公判前整理手続の法科大学院生による実演も取り入れた授業をすることもあり得ると思われる。

2 授業の進め方

以上の授業内容をその進め方の観点から考えた場合、二とおりの進め方が考えられ、いずれの方法を採用するかは、学生のレベル、授業のやりやすさ等を勘案して教員が決めることになる。一つは、手続の開始段階から手続の流れに沿って進める方法である。この方法を採用した場合、公判前整理手続は以後の公判手続等の進行を予測しながら争点や証拠を整理し、審理計画を策定する手続であること、実情において事例が集積しつつある状況であって実務家教員の経験の蓄積も必ずしも十分とはいえないことから、その最後に取り上げることになる。

具体的には、「ア 起訴前の基本」「イ 公判審理の基本」「ウ 事実認定の基本」「エ 公判前整理手続の基本」という流れになる。公判前整理手続の事例が集積されるなどして、実務家教員において十分な経験に基づく指導が期待できる場合には、アとイの間でウを取り上げる方法を採用することもあり得よう。

もう一つは、訴訟手続が最終的には判決を目指した目的的な活動の集積であることから、その手続の終了段階から手続の流れを遡って進める方法である。この方法を採用した場合においても、前述と同様な理由から公判前整理手続は最後に取り上げることとなる。

具体的には、「ウ 事実認定の基本（刑事訴訟実務の基礎の導入を兼ねる。）」「イ 公判審理の基本」「ア 起訴前の基本」「エ 公判前整理手続の基本」という流れになる。

なお，いずれの方法を採った場合でも，学生のレベル等に応じて，公判前整理手続について基本的なレクチャーにとどめる授業もあり得る。

別紙

手続遂行能力	実体形成能力
<p>ア 起訴前の基本（４～５コマ）</p> <p>捜査の基本</p> <p>被疑者弁護の基本</p> <p>被疑者（被告人）の身体拘束手続の基本</p> <p>公訴提起の基本</p>	<p>ウ 事実認定の基本 （２～３コマ）</p> <p>実体的要件の理解</p> <p>認定事実から実体要件へのあてはめ</p> <p>証拠からの事実認定</p>
<p>イ 公判審理の基本（３～４コマ）</p> <p>公判手続の基本</p> <p>証拠法の基本</p>	
<p>エ 公判前整理手続の基本（２～３コマ）</p> <p>公判前整理手続の概要の理解</p> <p>公判前整理手続における検察官，弁護人，裁判所の視点，役割</p>	

ウをどの程度独立して取り上げるかは，アとイの場面でどの程度ウの要素を取り上げるかによって異なる。